平成２３年（フ）第３８号
山形県酒田市錦町５丁目62番地の14
債務者　北川　節子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３９号
山形県酒田市錦町５丁目62番地の14
債務者　北川　周平
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１２７号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田214番地　ロイヤルステージ101号
債務者　佐藤　昌治
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１２８号
群馬県太田市牛沢町887番地35　モメンティブジャパンハイツ牛沢Ｂ―202号
債務者　佐藤　昌一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１８７号
群馬県高崎市飯塚町1479番地５
債務者　佐藤　範男
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１８９号
群馬県高崎市新町1236番地１　県営72号
債務者　萩原登代次
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第７５３号
埼玉県蓮田市大字閏戸4026番地49
債務者　佐藤　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７７号
さいたま市桜区大字上大久保67番地９
債務者　大槻　孝幸
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
埼玉県入間市大字南峯318番地６
債務者　菊池　孝三
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５８号
埼玉県所沢市東所沢２丁目18番地の15　レオパレスピュア207
債務者　伊藤　　寛
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３６２号
埼玉県坂戸市鶴舞３丁目13番９号、前住所埼玉県狭山市入間川1468番地の１　農住メゾンひらの203
債務者　山下　美香
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９１号
埼玉県入間市河原町７番７号
債務者　井坪　一男
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１４９号
埼玉県本庄市東台４丁目２番27号　シャトレー春日202
債務者　出口　克尋
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2427番地６
債務者　福嶋　清美
1　決定年月日時　平成23年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市新堀新田511番地３　籠原住宅３―105号
債務者　栗原　英明
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第８８号
千葉県香取郡多古町南中1889番地
債務者　伊藤　夏子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８８号
静岡県御殿場市東田中３丁目８番４号　ハイツリバティＤ105、前住所神奈川県南足柄市岩原322番地２
債務者　露木　大輔
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係